

藤枝市青島北地区交流センター利用案内

【使用時間及び使用料】

●使用時間 午前9時～午後9時

●使用料

(単位:円)

区分・定員	使用時間 午前9時～ 12時	午後1時～ 5時	午後6時～ 9時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 9時	午前9時～ 午後9時
集会室 (1階)196名 料理実習室(2階)30名	840	940	1,580	1,580	2,330	3,180
工芸室 (1階)24名 学習室1(2階)18名 学習室2(2階)30名 学習室3(2階)36名 和室 (2階)40名	310	420	630	630	1,050	1,260

※学習室1と2の間の間仕切は可動式のため、間仕切を取り定員48名の部屋として使用することができます。

※楽器の演奏等の大きな音や声を出す場合は、他の利用者の迷惑とならないよう集会室をご利用ください。

なお、集会室が空いていない場合は、他の部屋から離れている和室・工芸室・学習室3をご利用ください。

- ①商業宣伝若しくは営業またはその類似行為を目的として使用する場合は、使用料を2倍とします。
- ②藤枝市民及び市内の事業所等に勤務する者並びに市内の事業所以外の者が使用する場合は、当該使用料(①により加算した額を含む。)の5割に相当する額を加算します。
- ③使用料の額に10未満の端数が発生したときは、これを切り捨てます。

【使用許可の申請の受付】

●申請書の受付は、使用日の属する月前2か月から行うものとします。ただし、商業宣伝若しくは営業又はその類似行為を目的として使用する場合は、使用日の属する月前1か月から行うものとします。

※使用日が属する月前2か月とは、使用日が4月中の場合は、2月から申請が可能です。(下の表を参照)

※青島北地区交流センターの使用許可申請の受付は原則毎月第1水曜です。第1水曜が休館日の場合は翌水曜日です。当日、午前8時30分までに抽選の順番を記した番号札(お一人1枚ですので、お一人で複数の団体の申請はできません)を取っていただきます。午前8時30分から番号札の番号順で申請する順番を決定する抽選を行うため、先着順ではありません。この時、集会室の使用許可申請は、1団体につき5回分(申請書1枚)までとします。なお、午前8時30分以後に来られた人は、抽選による申請受付終了後に受付を行います。

〈令和3年度 青島北地区交流センター使用許可申請受付日程表〉

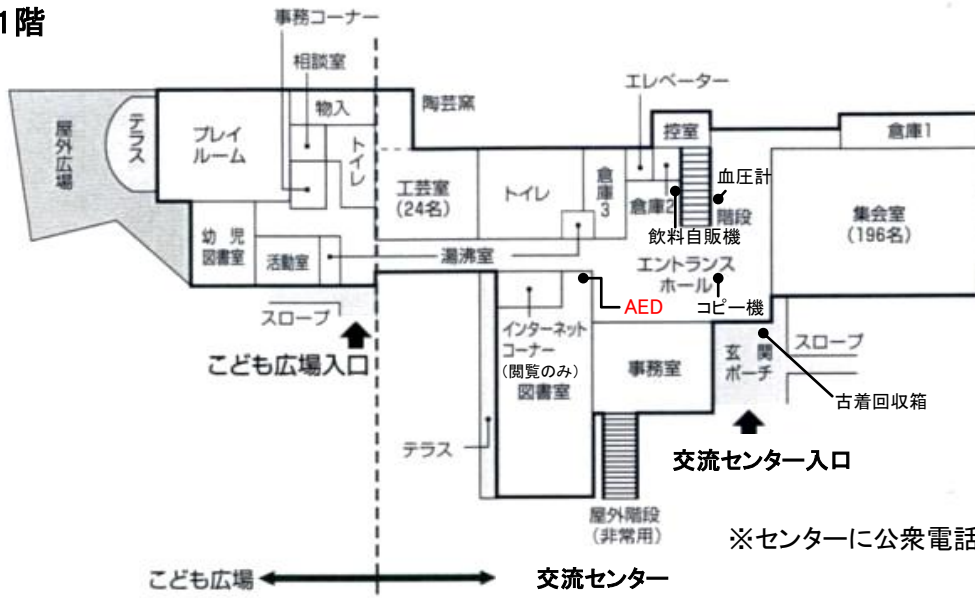
使用日	使用許可申請受付開始日	使用日	使用許可申請受付開始日
令和3年 4月分	令和3年 2月 3日(水)午前8時30分	令和3年 10月分	令和3年 8月 4日(水)午前8時30分
5月分	3月 3日(水)午前8時30分	11月分	9月 1日(水)午前8時30分
6月分	4月 7日(水)午前8時30分	12月分	10月 6日(水)午前8時30分
7月分	5月12日(水)午前8時30分	令和4年 1月分	11月10日(水)午前8時30分
8月分	6月 2日(水)午前8時30分	2月分	12月 1日(水)午前8時30分
9月分	7月 7日(水)午前8時30分	3月分	令和4年 1月 5日(水)午前8時30分

※商業宣伝若しくは営業又はその類似行為を目的として使用する場合は、上の表の受付開始日ではなく、使用日の属する月の前月の1日から(1日が休館日の場合、休館明けの最初の開館日から)受付を行います。

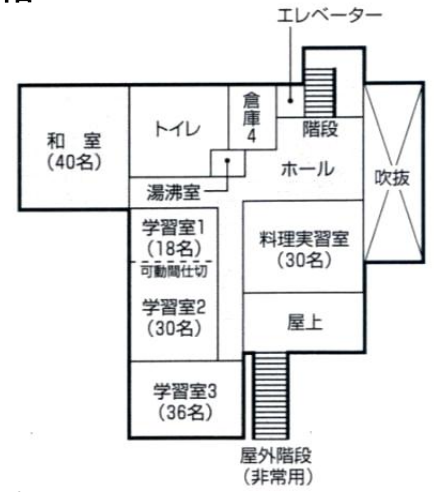
緊急事態宣言の発令により、11月分受付開始日を10月6日に変更します。

【館内平面図】

1階



2階



※センターに公衆電話・郵便ポストはありません